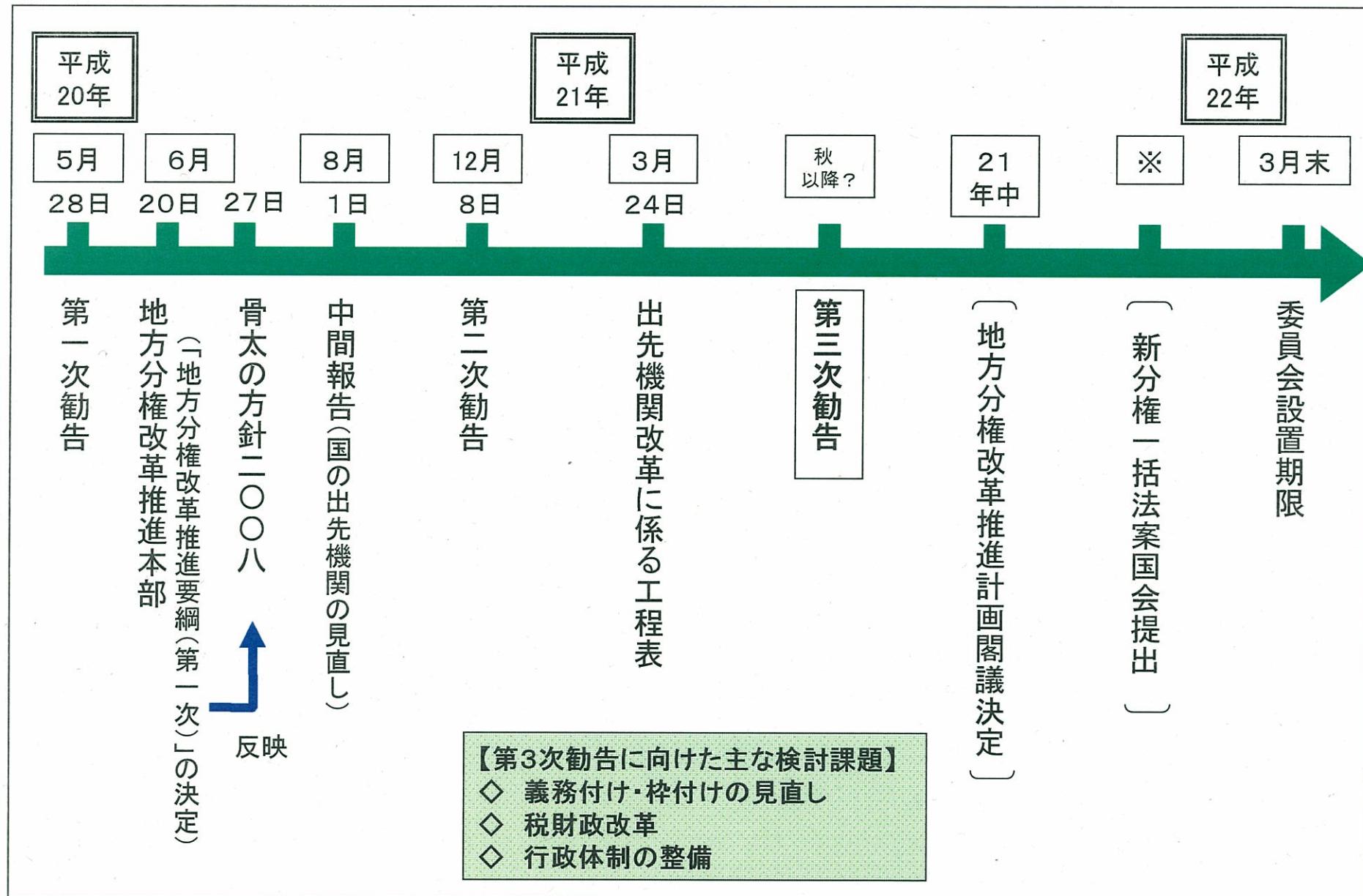


地方分権改革について

地方分権改革のスケジュール



※ 「新分権一括法案」を平成21年度中できるだけ速やかに国会に提出(骨太の方針2008(平成20年6月閣議決定))

出先機関改革に係る工程表

〔平成 21 年 3 月 24 日
地方分権改革推進本部決定〕

国の地方支分部局（以下「出先機関」という。）について、国と地方の役割分担の観点から事務・権限を見直すとともに、地方再生と地域振興を進め、出先機関を国民の目の届くものにし、国と地方を通じた効率的かつ効果的な行政を実現する等の観点から、組織の在り方を見直す。

このため、「経済財政改革の基本方針 2008」（平成 20 年 6 月 27 日閣議決定）に基づき、地方分権改革推進委員会の第 2 次勧告（平成 20 年 12 月 8 日）を踏まえ、政府の他の改革と整合を図りつつ、8 府省 15 系統の機関を中心に出先機関の改革を進めるこどとし、今後おおむね 3 年間の主な工程を示す計画を下記のとおり定める。

記

1 事務・権限の見直し

（1）出先機関の事務・権限の見直し

- ア 出先機関の事務・権限について、別紙のとおり見直す。
イ 別紙に掲げる事項について、法令改正を含めさらに具体的な検討や所要の調整を進め、その結果を「改革大綱」（地方分権改革推進法（平成 18 年法律第 111 号）第 8 条に基づき策定する地方分権改革推進計画のうち、出先機関の改革に関するものをいう。以下同じ。）に盛り込む。

（2）事務・権限の見直しに伴う要員規模の精査

ア 事務・権限の見直しに伴って影響を受けることとなる要員規模について精査を進める。

イ 精査結果は、改革大綱に盛り込む。

2 組織の改革

（1）出先機関の組織の改革

- ア 地方再生や地域振興を推進し、出先機関の業務運営の適正性と透明性を確保するとともに、国と地方公共団体を通じた効率的かつ効果的な行政を実現する等の観点から、出先機関の統廃合、地域との連携やガバナンスの確保の仕組みなど、第 2 次勧告で示された出先機関の組織の改革の方向性に沿って検討を進め、改革大綱に盛り込む。
- イ その際、行政分野ごとの特性を踏まえ、災害発生や社会経済・雇用失業情勢の急激な変化への迅速で機動的な対応や、国民に対する直接的な行政サービス水準の維持など、国の事務・権限の的確かつ確實な実施を確保するものとする。

(2) 組織の改革に伴う要員規模のスリム化
ア 組織の改革に伴う要員のスリム化方針について検討を進める。
イ 検討結果は、1(2)の事務・権限の見直しに伴う要員規模の精査結果とあわせて、改革大綱に盛り込む。

3 出先機関改革に伴う人員の移管等

(1) 人員の移管等のための仕組みの検討

第2次勧告の内容に沿って、地方公共団体の協力を得つつ、事務・権限の見直しに伴う人員の移管等の仕組みについて検討を進め、改革大綱に盛り込む。

(2) 人材調整準備本部の設置

(1) の仕組みの検討を行い、もって人員の移管等を円滑に進めていくため、本部長が別途定めるところにより、地方分権改革推進本部に人材調整準備本部を置く。

(3) 財源の手当ての取扱い

事務・権限の地方公共団体への移譲及び国から地方公共団体への人員の移管等に際しては、国と地方公共団体を通じた事務の集約化等による効率化・スリム化を前提とした上で、それに伴う財源を確保することとし、必要な措置を講ずる。

4 出先機関改革に関する地方分権改革推進計画（改革大綱）の策定

ア 政府は、この工程表に沿って具体的な検討を進め、改革大綱を策定する。改革大綱は、平成21年中を目途に策定するものとする。
イ 3(2)に掲げるもののほか、政府は、関係府省が一体となつて出先機関改革を推進するため必要な体制を整備する。

5 改革大綱策定後の取組み

ア 改革大綱の策定後、政府は、事務・権限の見直しや地方公共団体への移譲等のため必要となる措置、組織の改革及び地域との連携・ガバナンスの確保の仕組みの詳細設計、人員の移管等のために必要となる措置等についてさらに具体的な検討を進め、新たな出先機関の体制の発足に向け、法制上及び財政上の措置を含めた所要の措置を講ずる。

イ 事務・権限の見直しや地方公共団体への移譲等及び新たな出先機関の体制への移行は、この工程表の策定後おおむね3年程度の移行準備期間を設けて実行に移すこととし、平成24年度から実施することを基本とする。その間においても、可能なものは、速やかに実施する。

このため、所要の法律の制定・改正については、必要に応じ一括して行うこととし、改革大綱の策定後、速やかに法制化の検討を進める。

6 その他

ア 地方分権改革推進委員会からは、新たな出先機関の体制への移行に向け、総人件費改革等による人員削減や今回の改革に伴う職員の地方公共団体への移管等を着実に行うこととされるとともに、さらに将来的な削減を目指すべきとの考え方と試算が示されたところである。

イ 政府は、国と地方公共団体を通じた簡素で効率的な行政を実現することの重要性を踏まえ、この改革における事務・権限の見直し及び組織の改革に伴う要員規模への影響の精査や検討を行い、新たな出先機関の体制への移行に向けた削減の目標を改革大綱において明らかにする。さらに、今般の事務・権限の見直し後に国に残る業務について、引き続き地方分権改革を推進する観点から不斷の見直しを行い、今後とも簡素化及び効率化に努める。

ウ 国から地方公共団体への事務・権限の移譲等を円滑かつ確実に進めるため、政府を挙げてそのための条件整備に努めるとともに、地方公共団体に対して、移譲される事務・権限の適切な執行のための所要の準備など、改革の実現に向けて最大限の協力を要請する。

エ 国と地方公共団体との個別協議により具体的な移管・移譲の対象が確定する事項については、地方分権改革を一層推進するため、第2次勧告等の方向に沿って、当面、改革大綱の策定に向けて、政府として、自ら最大限の努力をするとともに、各地方公共団体に協議に積極的に対応することを改めて要請する。

厚生労働省 都道府県労働局

本局等の内部組織	関係する下部機関	事務・権限	見直しの内容
総務部等	一	個別労働関係紛争の解決の促進に関すること（相談、助言・指導、紛争調整委員会によるあっせんの事務）	都道府県の相談対応や紛争解決の取組みを促進するため、国と都道府県等の労働相談・紛争解決関係機関の連携強化を図る。
労働基準部	労働基準監督署	賃金その他の労働条件及び労働者生計費に関する統計調査の実施 ・賃金構造基本統計調査	民間委託の拡大等を進める。
職業安定部等	一	国以外の者が行う職業紹介事業、労働者の募集、労働者供給事業及び労働者派遣事業の監督（地方公共団体が行う無料職業紹介事業の監督）	地方公共団体が行う無料職業紹介事業について、民間とは明確に異なる公的的性格を持つものであり、国に準ずるものとして法律上位置づける。
	公共職業安定所出張所	職業安定法に基づき公共職業安定所が行う無料職業紹介事業	地方公共団体が行う無料職業紹介事業については、民間とは明確に異なる公的的性格を持つものであり、国に準ずるものとして法律上位置づける。 また、同事業において必要となる国のシステム・端末を、地方の職員が利用できるようにする。
	公共職業安定所出張所	雇用保険法に基づく雇用保険の適用・認定・給付等	雇用保険の適用・認定・給付等に係る業務のうち、雇用保険の受給資格決定に必要な書類の受付などの窓口業務については、地方公共団体が自ら行う無料職業紹介の窓口においても実施できるようにする。

厚生労働省	中央労働委員会
	地方事務所

本局等の内部組織	関係する下部機関	事務・権限	見直しの内容
地方調査官	一	中央労働委員会の地方における次の事務の整理 ・特定独立行政法人等に係る不当労働行為の審査及びこれに関する調査に係る事務 ・特定独立行政法人等に係る労働争議のあっせん及び調停並びにこれらに関する調査に係る事務	特定独立行政法人の非公務員化による業務量の減少等を踏まえた上で、中央労働委員会事務局本局等に移管する。

出先機関改革に係る工程表(概要)

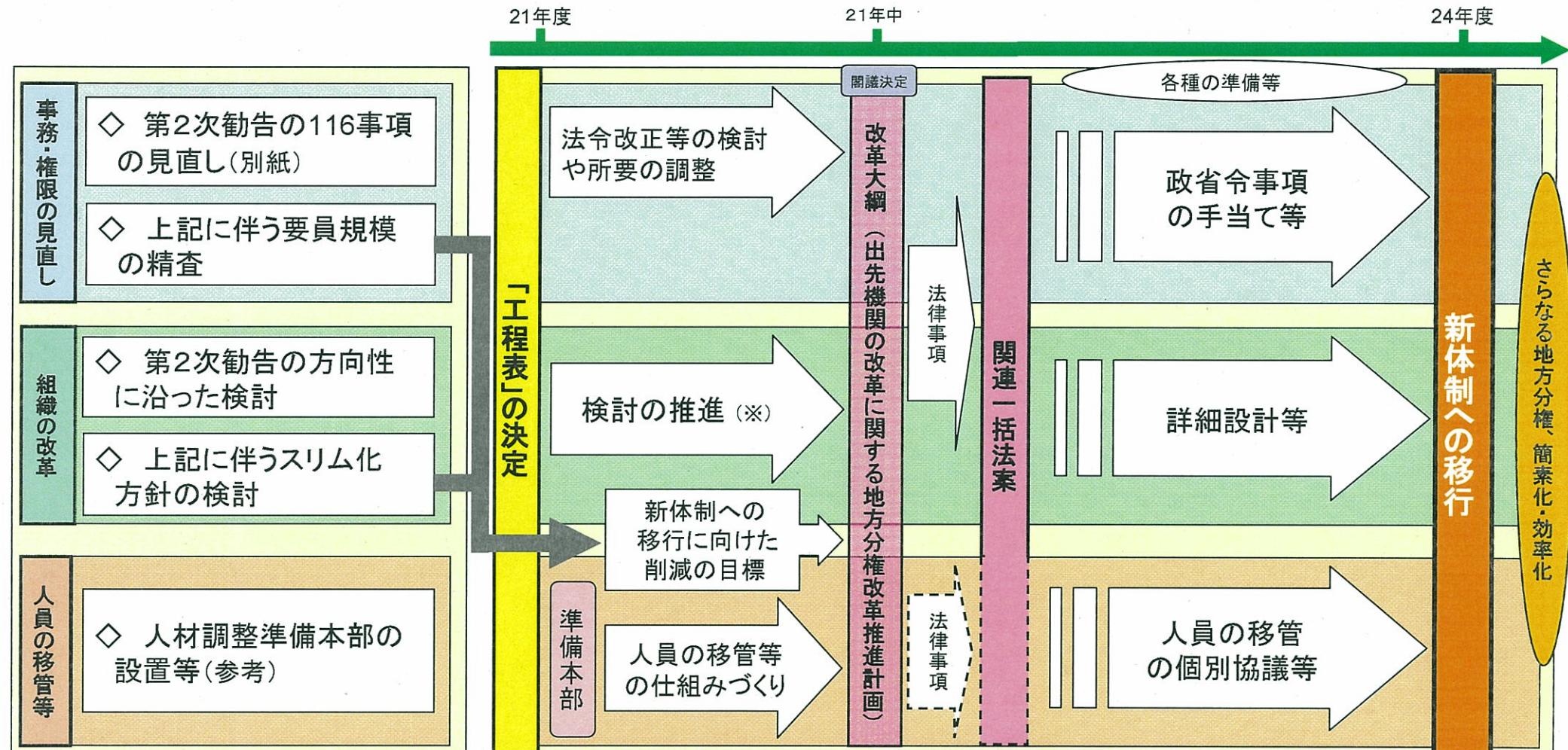
平成21年3月24日
地方分権改革推進本部決定

位置付け

- 「骨太の方針2008」に基づき、地方分権改革推進委員会の第2次勧告を踏まえて策定
- 出先機関改革の今後おおむね3年間の主な工程を定めるもの

工程表の3要素

今後の「工程」



※ 行政分野ごとの特性を踏まえ、災害発生や社会経済・雇用失業情勢の急激な変化への迅速で機動的な対応や、国民に対する直接的な行政サービス水準の維持など、国の事務・権限の的確かつ確実な実施を確保

国の出先機関の事務・権限の見直しの概要（主なもの）

沖縄総合事務局

- 他の出先機関と共通の事務権限の見直し
- 二級河川の直轄管理特例〔要件明確化〕

地方厚生局

- 指定医療機関、養成施設、生活保護施設〔地方移譲〕
- 健康食品の虚偽誇大広告規制〔地方移譲〕
- 民生委員等の委嘱〔手続簡素化〕

都道府県労働局

- 無料職業紹介事業〔地方の役割拡大〕
- 個別労働紛争解決事業〔国と地方の連携強化〕

中央労働委員会地方事務所

- 事務を本局等に移管

地方農政局

- JAS品質表示の規制等〔地方移譲〕
- 食の安全・信頼、食育等に関する広報啓発〔地方の役割拡大〕
- 国営土地改良事業〔対象施設見直しの検討〕
- 農林水産業に関する統計調査〔実査事務の地方移譲〕
- 農地転用許可、農業振興地域等〔国と地方の役割分担の見直し等〕
- 米穀の買入れ・売渡し業務〔執行の在り方の見直し〕

森林管理局

- 国有林野事業（人工林の整備等）〔一部独法化〕
- 民有林直轄治山事業〔要件明確化〕

経済産業局

- 消費者取引の適正化、製品安全〔地方移譲〕
- 消費生活相談〔国と地方の連携強化〕
- 省エネ指導、家電リサイクル、工業用水道〔地方移譲〕
- 商工会議所〔地方移譲・手続簡素化〕
- 中小・ベンチャー企業育成〔先端・モデル的なもの等に限定〕

地方整備局

- 国道の整備・管理、一級河川の管理〔地方移管〕
- 国営公園の管理〔地方移管〕
- 直轄港湾事業〔拠点となる港湾施設の限定〕
- 直轄砂防事業〔要件明確化〕
- 都市計画、公営住宅、地方道、港湾管理等〔地方への関与縮小〕

北海道開発局

- 他の出先機関と共通の事務権限の見直し
- 道州制特区制度に基づく取組みの推進

地方運輸局

- 自動車登録事務〔一部独法化〕
- 自家用有償運送、運輸代行業〔地方移譲〕
- 自動車道事業〔地方移譲〕
- 地域観光振興〔先端・モデル的なもの等に限定〕

地方環境事務所

- 環境教育・環境保全活動の推進〔地方の役割拡大〕
- 家電リサイクル、オフロード排ガス規制〔地方移譲〕
- 土壤汚染の指定調査機関〔地方移譲〕
- 循環型社会形成推進協議会〔位置付けの見直し等〕

※ その他の見直し対象機関

総合通信局 法務局 漁業調整事務所 地方航空局

(注) 「地方移譲」等には、事務・権限の一部を地方に移譲するものを含む。
詳しくは本体の別紙を参照

「出先機関改革に係る工程表」の地方分権改革推進本部決定
(平成21年3月24日)を受け、下記のとおり、当委員会の考
え方を改めて確認する。

平成21年3月26日
地方分権改革推進委員会

記

- 1 事務・権限の見直し116事項を勧告どおりに実施し、今後おおむね三年間に出先機関改革を実現するという政府の方針が、スケジュールとともに決定されたことは、評価したい。
- 2 1の見直し後に国に残る事務・権限を担う新たな出先機関について、今後、年内の改革大綱の策定に向けて政府で検討を進める際には、第2次勧告の精神に基づき、地方振興局等組織のあり方、将来における合計3万5千人程度の削減を含む勧告の内容に沿って、具体化が必要である。
- 3 工程表では、新たな出先機関への移行に向けた削減の目標を改革大綱で設定するとされたところであるが、さらに将来的な取組みを含めて、当委員会の考え方が十分に活かされることが重要である。
- 4 当委員会としては、第2次勧告の精神に基づき地方分権改革を推進していくため、今後の政府の取組みを注視していくとともに、引き続き精力的に委員会活動を進め、必要に応じて意見を述べていく。